

村山地区特別養護老人ホーム災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、村山地区特別養護老人ホームにおいて、火災又は震災等が発生した場合、被災していない施設が被災施設入所者の受入れ、応援職員を派遣する等、相互の応援を円滑に行うための必要な事項を定めるものとする。

(応援事項)

第2条 応援項目は次のとおりとし、被災していない施設での通常の業務を妨げない範囲内でおこなうことができるものとする。

- (1) 被災者の避難のための施設の提供
- (2) 被災者に対する給食、給水及び生活必需品の提供
- (3) 災害応援措置に必要な職員の派遣
- (4) 災害応援措置に必要な資材物資の提供
- (5) その他、被災施設から特に要請のあったもの

(応援要請の手続き等)

第3条 応援要請を行う場合には、次の各号に掲げる事項を明確にし、直ちに電話またはファクシミリ等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況（種類、発生日時、場所）
- (2) 応援要請の内容
- (3) 応援要請の期間
- (4) その他必要事項

2 災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災施設において応援要請が出来ない状況にあると判断されるときは、応援要請を待たず自主的に応援出動することが出来るものとする。この場合は、前項の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により要請を受けた施設の長は、被災施設の長に対して、応援内容を電話等で連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

(応援費用の負担区分)

第5条 応援に要した費用は、原則として被災施設が負担するものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は協議して定める。

(適用)

第7条 この協定は平成21年8月26日から適用する。

(附則)

この協定書で定める村山地区とは、東南村山・西村山地区をいう。

この協定の締結を証するため、協定書には、村山地区特別養護老人ホーム施設長等が記名押印して本書 30 通を作成し、各 1 通を保有するものとする。(注)

(注) 協定に基づく組織体制として本部施設が設置されています。新たに加える施設があるときは、同施設は本部施設と協定を結ぶようにしています。